



# 資料編

## 目次

経営指標	29
財務諸表	31
報酬体系について	35
預金業務関係	35
融資業務関係	36
有価証券関係	39
子会社等の概況／連結基準における指標	40
パーゼルⅢ 第3の柱に係る開示	41

## 最近の5事業年度の主要な経営指標の推移

	第71期 令和2年度	第72期 令和3年度	第73期 令和4年度	第74期 令和5年度	第75期 令和6年度	
経常収益	4,906,784千円	4,457,389	4,521,333	4,551,489	4,767,128	
経常利益	452,781千円	464,151	297,165	608,840	613,817	
当期純利益	314,045千円	308,440	333,934	404,711	397,248	
出資	総額	3,645百万円	3,646	3,646	3,647	3,644
	総口数	36百万口	36	36	36	36
純資産額	12,148百万円	12,201	12,129	12,304	11,287	
総資産額	340,783百万円	347,131	341,648	344,053	331,956	
預金積金残高	303,986百万円	308,176	310,995	314,493	304,342	
貸出金残高	165,646百万円	168,206	169,534	168,314	168,520	
有価証券残高	23,592百万円	26,050	39,319	40,821	40,500	
単体自己資本比率	9.24%	8.96	9.15	9.39	9.56	
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	72,885,476円 2円	72,916,428 2	72,921,972 2	72,936,470 2	72,884,125 2	
役員数	15人	16	16	16	15	
うち常勤役員数	9人	10	9	10	10	
職員数	232人	227	221	218	213	
会員数	23,110人	23,002	22,915	22,694	22,502	

(注)残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

## 最近の2事業年度の主要な業務の状況を示す指標

### ■業務粗利益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	3,798,598	3,744,800
資金運用収益	3,921,493	4,000,462
資金調達費用	122,895	255,662
役務取引等収支	△97,878	△78,111
役務取引等収益	321,615	339,207
役務取引等費用	419,494	417,318
その他の業務収支	△121,887	△137,862
その他業務収益	29,482	30,843
その他業務費用	151,369	168,706
業務粗利益	3,578,832	3,528,826
業務粗利益率	1.06%	1.06%

(注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### ■業務純益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	674,333	736,420
実質業務純益	736,124	736,420
コア業務純益	810,077	822,155
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	810,077	822,155

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員退職慰労引当金繰入等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。  
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益  
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 利 鞘

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.17	1.20
資金調達原価率	0.89	0.93
総資金利鞘	0.28	0.27

## 》資金運用収支

(単位：残高 百万円、利息 千円)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	335,032	3,921,493	1.17	331,856	4,000,462	1.20
うち貸出金	165,372	3,513,220	2.12	167,746	3,505,361	2.08
うち預け金	127,731	126,698	0.09	119,547	198,614	0.16
うち有価証券	40,465	244,868	0.60	42,700	260,246	0.60
資金調達勘定	329,590	122,895	0.03	325,190	255,662	0.07
うち預金積金	313,280	40,445	0.01	309,888	178,052	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	16,310	82,450	0.50	15,302	77,609	0.50

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息の預け金の平均残高(令和5年度149百万円、令和6年度407百万円)を控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 》受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 35,413	△ 26,288	△ 61,701	62,422	17,012	79,434
うち貸出金	△ 76,333	△ 55,701	△ 132,035	56,352	△ 64,211	△ 7,858
うち預け金	△ 6,809	14,308	7,499	△ 7,543	79,458	71,915
うち有価証券	47,730	15,104	62,834	13,612	1,765	15,377
支払利息	741	△ 1,582	△ 841	△ 5,544	138,311	132,766
うち預金積金	89	△ 752	△ 663	△ 433	138,040	137,607
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	652	△ 829	△ 177	△ 5,111	271	△ 4,840

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 》利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.17	0.18
総資産当期純利益率	0.11	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

## 》貸借対照表

(単位：百万円)

### ■資産の部

科 目	第74期 令和6年3月末	第75期 令和7年3月末
(資産の部)		
現 金	5,121	3,622
預 け 金	123,319	111,505
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 入 金 銭 債 権	75	48
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	40,821	40,500
国 債	8,627	7,924
地 方 債	13,587	13,525
社 債	13,500	13,864
株 式	1,469	1,071
そ の 他 の 証 券	3,637	4,113
貸 出 金	168,314	168,520
割 引 手 形	524	239
手 形 貸 付	15,286	16,780
証 書 貸 付	144,400	144,312
当 座 貸 越	8,102	7,187
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
そ の 他 資 産	2,376	2,362
未 決 済 為 替 貸	139	109
信 金 中 金 出 資 金	1,800	1,800
前 払 費 用	42	35
未 収 収 益	216	240
そ の 他 の 資 産	177	177
有 形 固 定 資 産	4,930	5,062
建 物	981	1,123
土 地	3,684	3,667
建 設 仮 勘 定	18	11
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	246	260
無 形 固 定 資 産	116	83
ソ フ ト ウ ェ ア	100	67
の れ ん	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	15	15
繰 延 税 金 資 産	1,273	1,747
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	212	184
貸 倒 引 当 金	△ 2,294	△ 1,496
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,889	△ 1,202
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>344,265</b>	<b>332,141</b>

### ■負債及び純資産の部

科 目	第74期 令和6年3月末	第75期 令和7年3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	314,493	304,342
当 座 預 金	4,021	3,850
普 通 預 金	135,382	133,850
貯 蓄 預 金	129	131
通 知 預 金	378	426
定 期 預 金	163,688	154,814
定 期 積 金	10,325	9,449
そ の 他 の 預 金	566	1,820
借 用 金	15,811	14,801
借 入 金	15,811	14,801
そ の 他 負 債	493	634
未 決 済 為 替 借	232	121
未 払 費 用	59	116
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	37	105
前 受 収 益	119	152
払 戻 未 済 金	1	2
払 戻 未 済 持 分	0	0
そ の 他 の 負 債	42	135
賞 与 引 当 金	154	148
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	244	169
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	145	169
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	30	19
偶 発 損 失 引 当 金	73	75
そ の 他 の 引 当 金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	301	308
債 務 保 証	212	184
<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>331,961</b>	<b>320,854</b>
(純資産の部)		
出 資 金	3,647	3,644
普 通 出 資 金	3,647	3,644
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	8,451	8,779
利 益 準 備 金	1,781	1,822
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,670	6,957
特 別 積 立 金	6,123	6,413
(特 別 変 動 積 立 金)	6,123	6,413
当 期 未 処 分 剰 余 金	546	543
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 0
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
<b>会 員 勘 定 合 計</b>	<b>12,097</b>	<b>12,423</b>
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 581	△ 1,912
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	788	777
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	206	△ 1,135
<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>12,304</b>	<b>11,287</b>
<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>344,265</b>	<b>332,141</b>

## 》 貸借対照表注記

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物の見込額(以下「破綻先」という。)に係る償却及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る償却については、償却額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として償却額から直接減額しており、その金額は5,708百万円です。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る償却については、償却額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、当該債権に係る過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等や債務者の支払能力に基づき総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。上記以外の償却については貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、当該貸倒実績率については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、貸倒実績率算出のための算定期間の見直しや、過去の景気悪化に陥った時期の貸倒実績率を勘案するなどして算出しております。すべての償却は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部署(資産査定部)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産査定監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
  - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法と、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として11年)による定額法により費用処理。  
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として11年)による定額法により投分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の最近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
  - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合  
(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)  
0.2272%
  - 補足説明  
上記①の差引額(約)の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円(及び別途積立金113,239百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金42百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
  - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生しているものと認められる額を計上しております。
  - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りし、必要と認められる額を計上しております。
  - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理による方法と、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
  - 役員等に対する金銭債権(預金積立金)は、35百万円です。
  - 有形固定資産の減価償却累計額は、3,018百万円です。
  - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、勘定系端末、出納機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
  - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全

部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行って

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	404百万円
危険債権額	5,570百万円
三月以上延滞債権額	該当ありません
貸出条件緩和債権額	55百万円
合計額	6,031百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は239百万円です。

24. 内国為替決済、歳入代理店契約、水道事業の収納事務取扱い、日本銀行当座貸越契約、日本銀行電子貸付制度等の担保として、有価証券282百万円、預け金32,001百万円を差し入れております。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び5号に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 802百万円

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円です。

27. 出資1口当たりの純資産額は、309円74銭です。

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会、自己査定委員会及び理事会を開催し、審議、報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。

A L Mに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M委員会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部及び企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、資金運用委員会に代行行われております。

このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

企画部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は企画部を通じ、常勤理事会及び資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうちの債券、「貸出金」、「預金積立」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利シヨックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。  
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、2,324百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	111,505	111,601	96
(2) 買入金銭債権	48	48	△0
(3) 有価証券（*3）	40,154	40,154	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	40,154	40,154	—
(4) 貸出金（*1）	168,520		
貸倒引当金（*2）	△1,481		
	167,039	167,213	174
金融資産計	318,747	319,018	270
(1) 預金積金	304,342	304,412	69
(2) 借入金（*1）	14,801	12,249	△2,552
金融負債計	319,144	316,661	△2,482

（\*1）貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（\*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除してあります。

（\*3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。その他の証券は、発行体等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30. から33. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

当金庫の借入金は無利息及び固定金利であり、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（スワップレート）で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	10
非上場株式（*1）（*2）	272
信金中金出資金（*1）	1,800
組合出資金（*3）	63
合 計	2,145

（\*1）子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指

針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（\*2）当事業年度において、非上場株式について83百万円減損処理を行っております。

（\*3）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33. まで同様であります。

満期保有目的の債券

該当ありません。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	713	442	271
	債 券	528	527	0
	国 債	300	299	0
	地 方 債	200	199	0
	短期社債	—	—	—
	社 債	28	27	0
	その他	228	195	32
	小 計	1,470	1,166	303
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	75	89	△13
	債 券	34,787	37,081	△2,294
	国 債	7,624	8,615	△990
	地 方 債	13,325	13,995	△669
	短期社債	—	—	—
	社 債	13,836	14,471	△634
	その他	3,821	4,488	△666
	小 計	38,684	41,659	△2,974
合 計		40,154	42,825	△2,671

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株 式	367	194	18
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	655	54	94
合 計	1,022	249	112

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための基準は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価が帳簿価額から50%以上下落している場合をいい、合理的根拠をもって時価回復の見込があると判断した場合を除き、減損処理を実施しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,723百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものが9,763百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

【繰延税金資産】	
個別貸倒引当金	1,300百万円
その他有価証券評価差額	758
退職給付引当金	48
役員退職慰労引当金	47
賞与引当金	41
その他	186
繰延税金資産小計	2,382
評価性引当額	△634
繰延税金資産合計	1,747
【繰延税金負債】	
その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	1,747

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は39百万円増加し、その他有価証券評価差額は19百万円減少し、法人税等調整額は20百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は7百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

36. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、0百万円です。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第74期 令和5年度	第75期 令和6年度
経常収益	4,551,489	4,767,128
資金運用収益	3,921,493	4,000,462
貸出金利息	3,513,220	3,505,361
預け金利息	126,698	198,614
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	244,868	260,246
その他の受入利息	36,706	36,240
役務取引等収益	321,615	339,207
受入為替手数料	149,445	149,926
その他の役務収益	172,170	189,280
その他業務収益	29,482	30,843
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	—	8,406
国債等債券償還益	146	279
その他の業務収益	29,335	22,157
その他経常収益	278,897	396,614
貸倒引当金戻入益	—	29,885
償却債権取立益	74,992	117,239
株式等売却益	200,774	240,747
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	3,130	8,741
経常費用	3,942,649	4,153,311
資金調達費用	122,895	255,662
預金利息	40,134	177,262
給付補填備金繰入額	311	790
借入金利息	82,450	77,609
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	419,494	417,318
支払為替手数料	54,448	54,939
その他の役務費用	365,046	362,378
その他業務費用	151,369	168,706
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	74,100	94,421
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	77,269	74,284
経常費用	2,866,227	2,817,741
人件費	1,897,313	1,860,830
物件費	932,655	922,111
税金	36,259	34,799
その他経常費用	382,662	493,882
貸倒引当金繰入額	27,702	—
貸出金償却	311,164	387,626
株式等売却損	142	19,140
株式等償却	—	83,897
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	43,651	3,218
経常利益	608,840	613,817
特別利益	—	2,184
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	2,184
特別損失	40,212	34,276
固定資産処分損	37,773	837
減損損失	—	33,439
その他の特別損失	2,439	—
税引前当期純利益	568,627	581,724
法人税、住民税及び事業税	75,109	123,832
法人税等調整額	88,806	60,644
当期純利益	404,711	397,248
繰越金(当期首残高)	142,103	142,878
土地再評価差額金取崩額	—	3,135
当期末処分剰余金	546,814	543,262

## 損益計算書注記

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額は、該当ありません。  
子会社との取引による費用総額は、48,940千円(人材派遣費用48,931千円、預金利息9千円)であります。
- 出資1口当たり当期純利益金額は、10円89銭であります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、315,234千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金 額(千円)
熊本市東区	営業用店舗	土地	17,654
		建物	10,771
		その他の有形固定資産	4,650
		ソフトウエア	362
合 計			33,439

減損損失の算定にあたり、原則として管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。営業活動から生じる利益(業務純益)の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により上記の通り帳簿額を回収可能額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第74期 令和5年度	第75期 令和6年度
当期純利益	404,711,017	397,248,122
特別変動積立金取崩額	—	—
土地再評価差額計上額	—	—
土地再評価差額取崩額	—	3,135,911
繰越金(当期首残高)	142,103,964	142,878,511
当期末処分剰余金	546,814,981	543,262,544
これを下記のように処分する。		
利益準備金	41,000,000	40,000,000
出資に対する配当金	72,936,470	72,884,125
(配当率)	年2%	年2%
特別積立金	290,000,000	280,000,000
繰越金(当期末残高)	142,878,511	150,378,419
合 計	546,814,981	543,262,544

## 会計監査人による監査

令和7年6月17日開催の第75期総代会で報告又は承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福岡監査法人の監査を受けております。

## 財務諸表の正確性・内部監査の有効性

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月18日

熊本第一信用金庫  
理事長 鴻池 卓 児

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定の時期 b. 支払額の計算 c. 支払の対象

### (2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	186

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」115百万円、「賞与」49百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和6年度は該当する「主要な連結子法人」はありません。
3. 「同額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和6年度において、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

## 預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	132,578	133,707
うち有利息預金	119,707	120,765
定期性預金	179,795	175,261
うち固定金利定期預金	168,917	165,472
うち変動金利定期預金	15	9
その他	906	919
譲渡性預金	-	-
合計	313,280	309,888

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 定期預金残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
定期預金	163,688	154,814
固定金利定期預金	163,679	154,804
変動金利定期預金	9	9
その他	0	0



阿蘇郡小国町・鍋ヶ滝

## ≫ 貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
手形貸付	15,139	15,575
証書貸付	141,765	144,081
当座貸越	7,986	7,756
割引手形	480	333
合計	165,372	167,746

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ≫ 貸出金残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金	168,314	168,520
うち変動金利	84,802	89,174
うち固定金利	83,511	79,345

## ≫ 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	35	39
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	112	95
その他	-	-
計	148	134
信用保証協会・信用保険	4	3
保証	-	-
信用	58	47
合計	212	184

## ≫ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	83,943	49.87	85,796	50.91
運転資金	84,370	50.13	82,723	49.09
合計	168,314	100.00	168,520	100.00

## ≫ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	3,527	3,437
有価証券	11	-
動産	-	-
不動産	49,938	52,361
その他	-	-
計	53,478	55,799
信用保証協会・信用保険	49,003	46,444
保証	4,373	3,808
信用	61,459	62,467
合計	168,314	168,520

## ≫ 預貸率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	53.51	55.37
期中平均預貸率	52.78	54.13

(注)1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ≫ 代理貸付の残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
信金中央金庫	71	62
株式会社日本政策金融公庫	389	281
独立行政法人住宅金融支援機構	3,422	3,120
独立行政法人福祉医療機構	27	19
独立行政法人勤労者退職金共済機構	-	-
独立行政法人中小企業基盤整備機構	107	119
合計	4,018	3,603

## ≫ 貸出金の業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	203	5,241	3.11	200	4,840	2.87
農 業、林 業	49	535	0.31	47	442	0.26
漁 業	1	0	0.00	1	0	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	6	281	0.16	6	215	0.12
建 設 業	806	15,917	9.45	791	14,512	8.61
電気、ガス、熱供給、水道業	29	1,822	1.08	30	1,835	1.08
情 報 通 信 業	20	271	0.16	17	364	0.21
運 輸 業、郵 便 業	69	1,994	1.18	72	1,751	1.03
卸 売 業、小 売 業	734	13,934	8.27	721	13,938	8.27
金 融 業、保 険 業	25	4,792	2.84	24	4,909	2.91
不 動 産 業	512	46,650	27.71	530	51,486	30.55
物 品 賃 貸 業	9	233	0.13	12	309	0.18
学術研究、専門・技術サービス業	87	1,355	0.80	90	1,435	0.85
宿 泊 業	29	2,892	1.71	27	1,821	1.08
飲 食 業	487	4,094	2.43	472	3,711	2.20
生活関連サービス業、娯楽業	241	5,611	3.33	244	5,663	3.36
教 育、学 習 支 援 業	37	927	0.55	35	789	0.46
医 療、福 祉	137	6,216	3.69	131	6,197	3.67
そ の 他 の サ ー ビ ス	519	8,649	5.13	541	8,699	5.16
小 計	4,000	121,424	72.14	3,991	122,927	72.94
地 方 公 共 団 体	16	11,293	6.70	18	11,693	6.93
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,078	35,596	21.14	9,712	33,899	20.11
合 計	14,094	168,314	100.00	13,721	168,520	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ≫ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期 首 残 高	343	2,230	2,574	405	1,889	2,294
当 期 増 加 額	405	1,889	2,294	293	1,202	1,496
当期減少額	目的使用	307	307	-	768	768
	そ の 他	343	1,923	405	1,120	1,526
期 末 残 高	405	1,889	2,294	293	1,202	1,496

## ≫ 貸出金の償却

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却	311,164	387,626

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	612	404
危険債権	6,835	5,570
要管理債権	57	55
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	57	55
小計 (A)	7,504	6,031
保全額 (B)	5,312	4,194
個別貸倒引当金 (C)	1,873	1,187
一般貸倒引当金 (D)	40	27
担保・保証等 (E)	3,397	2,979
保全率 (B) / (A) (%)	70.78	69.53
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	46.60	39.80
正常債権 (F)	161,168	162,816
総与信残高 (A) + (F)	168,673	168,847

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
- 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。



天草市:牛深ハイヤ大橋のライトアップ

## 有価証券の平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
国債	8,775	8,928
地方債	12,871	14,235
社債	13,538	14,389
株式	1,046	995
外国証券	-	-
その他の証券	4,232	4,151
合計	40,465	42,700

(注)商品有価証券については残高はありません。

## 預証率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
期末預証率	12.98	13.30
期中平均預証率	12.91	13.77

(注)1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和5年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	301	-	-	-	8,325	-	8,627
地方債	1,033	1,798	2,721	2,139	5,478	417	-	13,587
社債	667	2,463	2,787	2,459	5,122	-	-	13,500
株式	-	-	-	-	-	-	1,469	1,469
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	289	2,341	178	276	199	-	350	3,637
合計	1,990	6,905	5,687	4,875	10,799	8,742	1,820	40,821

	令和6年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	300	-	-	-	3,414	4,209	-	7,924
地方債	599	2,750	1,779	2,975	5,229	191	-	13,525
社債	1,014	3,361	2,383	2,892	4,212	-	-	13,864
株式	-	-	-	-	-	-	1,071	1,071
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	349	1,095	232	1,080	315	-	1,039	4,113
合計	2,263	7,207	4,395	6,948	13,171	4,401	2,111	40,500

## 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券……………保有がありません
2. 満期保有目的の債券……………保有がありません
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。



人吉市・球磨川くだり

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,064	598	466	713	442	271
	債券	4,320	4,302	17	528	527	0
	国債	301	299	1	300	299	0
	地方債	2,657	2,644	13	200	199	0
	社債	1,361	1,358	2	28	27	0
	その他	657	594	62	228	195	32
小計		6,042	5,496	545	1,470	1,166	303
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	38	50	△12	75	89	△13
	債券	31,394	32,154	△759	34,787	37,081	△2,294
	国債	8,325	8,631	△305	7,624	8,615	△990
	地方債	10,929	11,116	△187	13,325	13,995	△669
	社債	12,139	12,405	△266	13,836	14,471	△634
	その他	2,923	3,501	△577	3,821	4,488	△666
小計		34,356	35,706	△1,349	38,684	41,659	△2,974
合計		40,398	41,202	△804	40,154	42,825	△2,671

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は投資信託等です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社株式	10	10
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	355	272
組合出資金	56	63

▶金銭の信託の時価情報

保有がありません

▶商品有価証券の時価情報

保有がありません

▶第102条第1項第5号に掲げる取引

1. 金利関連取引……………該当ありません
2. 通貨関連取引……………該当ありません
3. 株式関連取引……………該当ありません
4. 債券関連取引……………該当ありません
5. 商品関連取引……………該当ありません
6. クレジットデリバティブ取引……………該当ありません

 **子会社等の概況 / 連結基準における指標**

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

▶当金庫グループの主要な事業内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行(人材派遣業務)のサービスを提供しております。

▶子会社の概況

名称	住所	株式会社	事業内容	労働者派遣事業
住		株式会社いっしんサービス	設立年月日	昭和60年3月20日
資本金または出資金		熊本市中央区花畑町10-31	当金庫の議決権比率	100%
		1,000万円		

▶連結基準における指標について

当金庫では、子会社は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。 なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。	資産基準 =	$\frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{35\text{百万円}}{331,956\text{百万円}} \times 100 = 0.01\%$
	経常収益基準 =	$\frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{2\text{百万円}}{4,767\text{百万円}} \times 100 = 0.04\%$
	利益基準 =	$\frac{\text{子会社の当期純利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{0\text{百万円}}{397\text{百万円}} \times 100 = 0.19\%$
右記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去していません。	利益剰余金基準 =	$\frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{25\text{百万円}}{8,779\text{百万円}} \times 100 = 0.29\%$



### 1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	熊本第一信用金庫
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,644百万円
配当率	年2.00%

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる内部留保による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

### 3. 信用リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理主管部署において、業種別、債務者区分別の状況や大口与信先の状況などを定期的に経営陣に付議・報告し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、自己査定委員会を設置し、融資統合システムによる随時査定を実施しております。自己査定は営業店で第一次査定、審査部及び融資管理部で第二次査定を行い、監査部が正確性の検証をする態勢としております。

リスク計測にあたっては、一般社団法人しんぎん共同センターの「企業信用格付システム」を導入し、信用リスクの計量化に向けデータの蓄積を図っております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し相互に牽制が働く態勢としており、大口与信の取上げにあたっては、通常の審査に加え、融資審査委員会及び常勤理事会で慎重な審議を行っております。

信用コストである貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却及び引当金計上に関する取扱」に基づき、正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権含む)は予想損失額を見積もり一般貸倒引当金に計上、破綻懸念先債権は個別債務者ごとに損失が見込まれる部分について貸倒引当金を計上、実質破綻先及び破綻先は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が見込まれる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は個別貸倒引当金に計上しております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母であるリスク・アセット額を求めるために使用する資産の種類ごとの掛目のことです。

当金庫は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3機関を採用しております。

- ・R&I(株式会社格付投資情報センター)
- ・JCR(株式会社日本格付研究所)
- ・S&P(S&Pグローバル・レーティング)

なお、当金庫はエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりませんが、金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定においては、経済協力開発機

構のカントリー・リスク・スコアを使用しております。

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、住宅融資保険、民間保証等がありますが、その手続きについては、「貸出事務取扱規程」「不動産担保評価基準書」等により適切な事務取扱並びに適正な評価管理を行っております。

バーゼルⅢという信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合に、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合がありますが信用リスク削減方策の一つとして認められております。この際は当金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払い戻し充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められ当金庫で採用している信用リスク削減手法は、適格担保として自金庫預金積金、保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、上記適格格付機関が付与している格付により判定しております。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の一部に裏付け資産として派生商品取引があるものの、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりませんが、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、該当ありません。

投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適正なリスク管理に努めております。

#### (2) 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

#### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に関する会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・R&I(株式会社格付投資情報センター)

- ・JCR(株式会社日本格付研究所)
- ・S&P(S&Pグローバル・レーティング)

## 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの分析を行い、リスク顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種「事務取扱規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他リスクについては、苦情等に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定については、標準的計測手法かつILM(※1)を「1」による計測を採用し、態勢を整備しております。また、一連のオペレーショナル・リスクに関しましては、業務改善委員会等、各種委員会にて定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、部長会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

(※1) 内部損失乗数：金融機関がオペレーショナル・リスクを評価する際に、過去の内部損失データを基に算出される乗数のこと。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び日経平均β値10%下落時によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等について、定期的に経営陣に報告を行っております。

一方、非上場株式等、上記以外についても、その状況について、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## 9. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク(株式リスク等)との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを、複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク統括部署が四半期ごとに、資金運用委員会及び部長会に報告するとともに、ΔEVEについては最低自己資本額を上回る十分な余裕額を確保

するよう管理しております。

万一、金利リスクが自己資本の一定割合を超過するなど、金利リスクが過大となった場合には、有価証券売却などにより資産・負債の残高や期間構成を変化させる方針としております。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める 保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません
スプレッドに関する前提	割引金利の相関やスプレッドは考慮していません
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当ありません
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト(金利リスク(ΔEVE)/自己資本の額)の結果は、自己資本額の余裕額を超えているものではありません



# バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

## Ⅱ.自己資本の構成に関する開示事項(単体における開示事項)

(単位:百万円、%)

項 目		令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)	普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	12,024	12,350
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,647	3,644
	うち、利益剰余金の額	8,451	8,779
	うち、外部流出予定額(△)	72	72
	うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	405	293
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	405	293
	うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	12,429	12,644	
コア資本に係る調整項目(2)	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	116	83
	うち、のれんに係るものの額	—	—
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	116	83
	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
	適格引当金不足額	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
	前払年金費用の額	—	—
	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
	特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	116	83	
自己資本	自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	12,313	12,560
リスク・アセット等(3)	信用リスク・アセットの額の合計額	124,135	124,636
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額		
	マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,942	6,737
	信用リスク・アセット調整額	—	—
	フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	131,078	131,374	
自己資本比率	自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.39	9.56

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



# バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

Ⅲ.令和6年度の定量的な開示事項(単体における開示事項)

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

## 1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	124,135	4,965	124,636	4,985
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	123,640	4,965	181,040	7,241
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	46	1	65	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,406	496	12,400	496
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	2,042	81
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	26,339	1,053	28,789	1,151
中小企業等向け及び個人向け	17,933	717	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	15,369	614
トランザクター向け	—	—	572	22
抵当権付住宅ローン	1,049	41	—	—
不動産取得等事業向け	52,570	2,102	—	—
不動産関連向け	—	—	49,805	1,992
自己居住用不動産等向け	—	—	4,242	169
賃貸用不動産向け	—	—	32,319	1,292
事業用不動産関連向け	—	—	12,263	490
その他不動産関連向け	—	—	979	39
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
3月以上延滞等	297	11	—	—
延滞等向け	—	—	5,000	200
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	68	2
取立未済手形	27	1	21	0
信用保証協会等による保証付	1,187	47	1,191	47
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,225	49	—	—
出資等のエクスポージャー	1,100	44	—	—
重要な出資のエクスポージャー	125	5	—	—
株式等	—	—	803	32
上記以外	10,556	422	9,835	393
重要な出資のエクスポージャー	—	—	125	5
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,653	106	2,616	104
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,628	105	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,274	210	2,527	101
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	488	19	1,280	51
ルック・スルー方式	488	19	1,280	51
マニフェスト方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	6	0	5	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,942	277	6,737	269
BI	—	—	4	—
BiC	—	—	0	—
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	131,078	5,243	131,374	5,254

(注) 1. 所要自己資本の額はリスク・アセット等×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこと。  
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び我が国の中央政府及び中央銀行向けから「法人等向け」(国際決済銀行等向け)を除くこと。  
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのこと。  
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。  
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
7. 当金庫は、標準的計測手法かつLMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。  
8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 2. 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高《業種別・残存期間別》

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上 延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	10,180	9,898	5,142	5,027	4,590	4,592	-	-	13	8
農業、林業	721	704	721	700	-	-	-	-	2	4
漁業	0	2	0	2	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	281	218	281	215	-	-	-	-	3	2
建設業	15,131	16,428	14,607	15,852	500	500	-	-	11	51
電気・ガス・熱供給・水道業	3,424	3,275	1,824	1,875	1,600	1,400	-	-	-	-
情報通信業	415	532	256	373	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	3,387	3,628	1,922	1,921	1,300	1,400	-	-	11	143
卸売業、小売業	13,890	15,906	13,410	14,835	400	700	-	-	3	342
金融業、保険業	7,005	8,169	4,691	4,975	2,200	2,800	-	-	6	255
不動産業	39,509	53,622	38,507	52,042	1,000	1,000	-	-	170	577
物品賃貸業	205	310	205	310	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,152	1,662	1,152	1,662	-	-	-	-	-	-
宿泊業	1,345	3,171	1,345	1,831	-	-	-	-	73	1,339
飲食業	3,971	4,536	3,971	4,509	-	-	-	-	0	27
生活関連サービス業、娯楽業	4,140	8,245	4,129	6,292	-	-	-	-	-	1,941
教育、学習支援業	945	870	945	870	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	5,431	7,434	5,431	6,388	-	-	-	-	-	1,046
その他のサービス	9,388	10,236	8,827	9,555	550	550	-	-	13	119
国・地方公共団体等	35,610	36,362	11,293	11,694	24,316	24,667	-	-	-	-
個人	26,197	31,152	26,197	30,951	-	-	-	-	74	201
その他	59	65	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	182,397	216,437	144,867	171,888	36,457	37,609	-	-	384	6,062
1年以下	18,839	29,927	17,142	28,009	1,696	1,917	-	-	-	-
1年超3年以下	13,342	19,385	8,770	13,176	4,572	6,209	-	-	-	-
3年超5年以下	15,674	19,780	10,127	15,470	5,547	4,310	-	-	-	-
5年超7年以下	22,066	21,973	17,353	15,694	4,712	6,278	-	-	-	-
7年超10年以下	34,673	38,816	24,292	25,028	10,381	13,787	-	-	-	-
10年超	69,504	79,084	59,956	73,978	9,547	5,105	-	-	-	-
期間の定めのないもの	8,295	529	7,222	529	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	182,397	209,498	144,867	171,888	36,457	37,609	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には株式等が含まれます。  
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。  
 7. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

### (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	343	405	-	343	405
	令和6年度	405	293	-	405	293
個別貸倒引当金	令和5年度	2,230	1,889	307	1,923	1,889
	令和6年度	1,889	1,202	768	1,120	1,202
合計	令和5年度	2,574	2,294	307	2,267	2,294
	令和6年度	2,294	1,496	768	1,526	1,496

## (3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製 造 業	-	-	-	-	-	-	10	0
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	14	11	68	14	14	11	26	6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	130	130	130	130	130	130	15	1
卸 売 業、小 売 業	3	65	2	3	3	65	11	-
金 融 業、保 険 業	94	92	104	94	94	92	-	-
不 動 産 業	232	136	541	232	232	136	192	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	0	-	-	-	-	-
宿 泊 業	814	127	821	814	814	127	12	1,032
飲 食 業	7	6	8	7	7	6	13	5
生活関連サービス業、娯楽業	253	312	183	253	253	312	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	301	286	336	301	301	286	34	1
その他のサービス	9	8	1	9	9	8	8	9
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	25	24	30	25	25	24	6	3
合 計	1,889	1,202	2,230	1,889	1,889	1,202	331	1,060

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## (4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,622	-	3,622	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,088	-	62,088	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	25,902	-	25,902	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,176	-	1,176	-	65	6
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	62,001	-	62,001	-	12,400	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	10,213	-	2,042	20
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	42,662	3,417	40,603	388	28,796	77
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	30,543	26,892	26,884	2,371	15,369	53
トランザクター向け	-	21,638	-	1,857	572	31
不動産関連向け	64,071	4	63,067	4	49,805	79
自己居住用不動産等向け	15,264	-	15,160	-	4,242	28
賃貸用不動産向け	34,934	-	34,714	-	32,319	93
事業用不動産関連向け	12,160	-	11,565	-	12,263	106
その他不動産関連向け	1,711	4	1,627	4	979	60
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,189	85	4,169	14	5,000	120
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	94	2	94	2	68	70
取立未済手形	109	-	109	-	21	20
信用保証協会等による保証付	23,905	186	23,905	18	1,191	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	803	-	803	-	803	100
合計					113,522	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。  
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。  
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

## (5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
令和6年度																	
現金	3,622	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,088	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	25,902	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	1,176	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	62,001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,007	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,857	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,857	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,263	521	2,690	-	179	1	923	9	2,595	911	-	3,786	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,263	521	1,539	-	-	1	923	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,151	-	179	-	-	9	2,595	-	-	2,153	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,632	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	222	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	23,924	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	91,613	23,924	-	64,550	521	2,690	-	179	1	923	9	4,453	14,141	-	3,786	-	-

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)														合計		
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%		その他	
令和6年度																	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,622
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,088
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,902
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,176
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,001
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,213
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	21,556	-	-	6,427	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40,992
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	25,319	-	-	-	-	2,079	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,256
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,857
不動産関連向け	10,650	2,104	-	-	969	-	-	26,494	9,914	-	-	55	-	-	-	-	63,071
自己居住用不動産等向け	9,980	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,160
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	26,494	-	-	-	44	-	-	-	-	34,714
事業用不動産関連向け	670	-	-	-	969	-	-	-	9,914	-	-	10	-	-	-	-	11,565
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,632
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,963	-	-	-	-	1,997	-	-	-	-	4,183
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	109
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,924
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	803	803
合計	10,650	27,424	-	21,556	969	-	10,568	26,494	9,914	-	-	2,053	803	-	-	-	317,230

(注)最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

令和5年度		
告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	35,310
10%	—	26,446
20%	10,377	3,285
35%	—	3,729
50%	5,503	276
75%	—	38,298
100%	649	80,347
150%	—	100
250%	—	—
1,250%	—	10
その他	—	—
合計	16,530	187,806

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	203,762	13,281	10	204,999
40%~70%	23,210	11,176	10	23,722
75%	21,159	2,544	14	18,087
80%	—	—	—	—
85%	22,606	665	15	21,123
90%~100%	10,620	2,896	11	10,087
105%~130%	37,003	—	—	36,408
150%	2,003	26	10	1,997
250%	803	—	—	803
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	321,171	30,589	11	317,230

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことで。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,448	6,427	19,602	21,806	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

上記取引について、当金庫は該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

上記取引について、当金庫は該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,141	1,141	726	726
非上場株式等	2,244	2,244	2,167	2,167
合計	3,386	3,386	2,893	2,893

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. その他資産勘定に出資として計上しております非上場の出資は、非上場株式に含めております。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	200	240
売却損	0	19
償却	—	83

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	453	258

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,517	4,049
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,324	2,671	283	582
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	2,271	2,384		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,324	2,671	283	582
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,560		12,313	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

当金庫の動き		年	月	一般社会の動き	当金庫の動き	年	月	一般社会の動き
		S26	4	500円札登場		H18	9	第一次安倍政権誕生
信用金庫法施行に伴い改組		S27	2		田崎支店新築建替	H19	9	福田政権誕生
		S28	6	熊本大水害		H20	9	麻生政権誕生
国民金融公庫代理貸付業務の取扱開始		S29	2		帯山支店新築建替		11	
中小企業金融公庫代理貸付業務の取扱開始		S31	2		しんきんアグリサポートローン「豊作」取扱開始	H21	4	
		S33	6	阿蘇山大爆発			8	鳩山政権誕生
全国信用金庫連合会代理貸付業務の取扱開始			12		八王寺通支店、本荘支店店舗統廃合 御船支店新築移転	H22	8	
		S35	10	熊本国体開催		H23	2	
		S39	10	東京オリンピック開催			3	東日本大震災発生 九州新幹線全線開通
住宅金融公庫代理貸付業務の取扱開始		S41	3				4	熊本市政令指定都市へ移行
山鹿信用金庫と合併		S44	8		大江支店、出町支店店舗統廃合 「阿蘇草原再生定期預金」取扱開始	H24	1	
		S45	3	大阪万博開催	熊本駅前支店新築建替 (くまもと森都心ビル1階)		2	
		S46	4	新熊本空港オープン			5	東京スカイツリー開業
		S47	5	沖縄本土復活			7	九州北部豪雨
本店ビル新築落成			7		「Kidsしんきん教室」開催		8	
環境衛生金融公庫代理貸付業務の取扱開始							12	第二次安倍政権誕生
		S48	2	円の変動相場制移行	教育カードローン取扱開始	H25	1	
			10	第一次石油危機			5	阿蘇地域が「世界農業遺産」に認定
両替商業取扱開始		S49	3		森本会長「しんきん幾星霜」熊日に連載		12	
		S50	7	沖縄海洋博覧会開催		H26	4	消費税率8%へ引き上げ
オンライン業務(普通預金)取扱開始		S51	5		婚活パーティー「めぐり逢い」開催	H27	4	
本店にCD設置(第1号)			6		合志さくらグラウンドに千原桜植樹	H28	3	
		S52	5	熊本市人口50万人突破			4	平成28年熊本地震発生
医療金融公庫代理貸付業務の取扱開始			7		当金庫が代表となりグループ補助金を申請		9	
		S53	5	成田空港開港	刈草支店新築移転	H29	6	
日本銀行と取引開始			12		健軍支店新築建替		11	
		S54	6	東京サミット開催		H30	2	平昌冬季オリンピック開催
日本銀行歳入代理店事務取扱開始			12				3	
預金高500億円達成		S55	3		全期間固定金利型住宅ローン・事業者ローン取扱開始		5	
		S56	3	熊本市などテクノポリス地域指定	各種団体信用生命保険付証貸付ローン取扱開始		6	
国債の窓口販売開始		S58	6				6	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 世界文化遺産登録決定
熊本第一信用金庫歌制定		S59	6				5	
株式会社いっしんサービス設立(子会社)		S60	6				9	
			9	プラザ合意			12	
		S62	4	国鉄民営化	熊本城復興支援定期預金「天守閣」取扱開始		5	平成から令和に改元
預金高1,000億円達成		S63	6			R元	9	ラグビーワールドカップ2019 日本大会開催
		S64	1	昭和天皇崩御			10	消費税率10%へ引き上げ
ファームバンキングサービス取扱開始		H元	4	消費税実施			11	
		H2	10	東西ドイツ統合	普通預金の通帳レス口座取扱開始		11	
		H3	2	湾岸戦争(1月~2月)	新型コロナウイルス感染症 対策支援説明会開催	R2	5	
			12	ソ連邦消滅	預金高3,000億円達成		6	
		H7	1	阪神淡路大震災発生			9	菅政権誕生
			3	地下鉄サリン事件発生			1	米国バイデン大統領就任
信託業務の取扱開始			6				4	
		H10	2	長野オリンピック開催	水前寺支店新築建替	R3	7	東京オリンピック開催
証券投資信託の取扱開始			12				10	岸田政権誕生
		H11	9	くまもと未来国体開催			11	
インターネットバンキングサービス取扱開始		H12	4	全国2番目の女性知事 潮谷義子氏初当選	飲食店応援デジタルスタンプラリー開催		2	ロシアのウクライナ侵攻開始 北京冬季オリンピック開催
モバイルバンキングサービス取扱開始			7	2千円の新札発行 沖縄サミット開催		R4	9	
私募債取扱開始			11		店舗内店舗方式により 尾ノ上支店を帯山支店内に移転		11	電子交換所による手形交換業務開始
しんきんATMゼロネットサービス開始			12				9	
スポーツ振興くじ(サッカーくじ)払戻業務開始		H13	3		新町支店、益城支店店舗統廃合	R5	9	
(株)九州しんきんカード発足			3				10	消費税のインボイス制度開始
		H14	3	アメリカ同時多発テロ発生	窓口支援タブレットを全店に導入	R6	1	令和6年能登半島地震発生
			10	FIFAワールドカップKOREA/JAPAN開催	商工中金とのサステナブルファイナンスに おける連携開始		3	
個人年金保険の窓口販売開始			10				7	20年ぶりに新紙幣発行 パリオリンピック開催
本店ビル耐震・改装工事竣工			12				9	
個人向け国債の取扱開始		H15	3				10	石破政権誕生
			4	イラク戦争によりフセイン政権崩壊	山鹿来民支店新築移転		1	米国トランプ大統領就任
植木支店新築建替		H16	10				4	大阪・関西万博開催
事業者ローン「しんきん応援団」取扱開始			12				7	
(株)アスリートクラブ熊本 (ロアッソ熊本)に出資					「熊本市まちなか再生プロジェクト資金」 取扱開始	R7		
決済用預金取扱開始		H17	1		ビジネスカジュアル全総合職に導入			
			3	愛知万博開催				
			4	ペイオフ全面解禁				
進学サポートローン「未来」取扱開始		H18	4					

# 開示内容

このディスクロージャー資料は信用金庫法施行規則で定められた開示項目の他、当金庫が自主的に開示する任意項目が含まれています。

## 概況・組織

1.基本方針	2
2.当金庫の概要	3
3.総代会制度	4
4.総代の氏名等	5
5.主な事業内容	6
6.リスク管理	7
7.内部管理態勢とコンプライアンス	8~9
8.金融ADR制度への対応	10
9.地方創生	11
10.中小企業の経営改善への取組状況	12
11.経営者保証に関する取組方針	13
12.熊本第一しんきんSDGs宣言	14
13.環境問題への取組み	14
14.顧客保護等への取組み	15
15.個人情報保護	16
16.DXの取組みについて	17

## 経理・経営内容

17.最近の5事業年度の主要な経営指標の推移	29
18.最近の2事業年度の主要な業務の状況を示す指標	29
19.利鞘	29
20.資金運用収支	30
21.受取・支払利息の増減	30
22.利益率	30
23.貸借対照表	31
24.貸借対照表注記	32~33
25.損益計算書	34
26.損益計算書注記	34
27.剰余金処分計算書	34
28.会計監査人による監査	34
29.財務諸表の正確性・内部監査の有効性	34
30.報酬体系について	35

## 預金業務関係

31.預金積金及び譲渡性預金平均残高	35
32.定期預金残高	35

## 融資業務関係

33.貸出金平均残高	36
34.貸出金残高	36

35.債務保証見返の担保別内訳	36
36.貸出金の使途別内訳	36
37.貸出金の担保別内訳	36
38.預貸率	36
39.代理貸付の残高	36
40.貸出金の業種別内訳	37
41.貸倒引当金の内訳	37
42.貸出金の償却	37
43.信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	38

## 有価証券関係

44.有価証券の平均残高	39
45.預証率	39
46.有価証券の残存期間別残高	39
47.有価証券の時価情報	39~40
48.金銭の信託の時価情報	40
49.商品有価証券の時価情報	40
50.第102条第1項第5号に掲げる取引	40

## 子会社等の概況/連結基準における指標

51.当金庫グループの主要な事業内容	40
52.子会社の概況	40
53.連結基準における指標について	40

## バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

54.令和6年度の定性的な開示事項	41~42
55.自己資本の構成に関する開示事項	43
56.令和6年度の定量的な開示事項	44~48

## その他

57.営業のご案内	18~20
58.主な手数料のご案内	21
59.トピックス	22~24
60.信金中央金庫 ~信用金庫の「中央金融機関」~	25~26
61.営業店ネットワーク	27
62.当金庫のあゆみ	49